

神野公園のにぎわい創出に関する  
サウンディング型市場調査

実施要領

令和7年7月

佐賀市 都市戦略部 緑化推進課

## 目次

### 1. 調査内容

- (1) はじめに
- (2) サウンディングの目的
- (3) サウンディングの対象者
- (4) サウンディングの対象公園
- (5) 対象公園の現状・課題
- (6) 前提条件
- (7) 参加者に対する質問事項

### 2. 調査日程

- (1) サウンディングのフロー
- (2) 対話参加（エントリーシート）の受付
- (3) 対話の実施
- (4) 実施結果の公表

### 3. 留意事項

- (1) 対話内容及び参加等の取り扱い
- (2) 参加除外条件
- (3) お問い合わせ先

(様式1) 対話参加申込書（エントリーシート）

(別添1) 検討案件資料

## 1. 調査内容

### (1) はじめに

神野公園は1923年に鍋島家から庭園部分を佐賀市に寄贈され、現在の公園として整備されました。令和5年に寄贈から100周年を迎え、今、新しい神野公園に生まれ変わろうとしています。

神野公園の再整備については、「お殿様」「水」というテーマを中心にしながら、公園を訪れる人がいつ来ても楽しめる「7つの体験（※）」にあふれた公園を目指すこととしています。

この「7つの体験」を具現化するため、神野公園内の施設、特に新設される芝生広場と神野公園のはじまりである神野のお茶屋について、新たな体験の場所となりにぎわいを創出できるようなアイデアを、市民の皆様、民間事業者の皆様と連携を図りながら検討をしていきたいと考えています。

※①自然・季節②遊び③食④運動・健康⑤歴史⑥文化・カルチャー⑦トレンド・イベント

### (2) サウンディングの目的

民間事業者の皆様との対話を通じて、神野公園のにぎわい創出のアイデアや参加しやすい事業条件等を把握するため、サウンディング型市場調査を実施します。事業者ごとに、意見交換を行う場となります。

新しい神野公園は既存の公園施設の雰囲気にもなじみながら、これまで公園を訪れることのなかった若年層も取り込みたいと考えています。

現時点において、公園全体の維持管理及びイベント運営について指定管理の導入を検討しておりますが、施設の整備に関しては、実施主体・面積等内容についてはほとんど決まっておりません。

また、茶室隔林亭及び市の重要文化財となっている神野のお茶屋の活用についても民間の事業アイデアがあれば検討をしたいと考えています。

事業化が可能なラインや公募条件について、サウンディングで意見を募り、実現可能性の高い公募要領の策定につなげたいと考えています。

現在の神野公園の良さを生かしながら、『こんな方法で神野公園を使いたい!』、『こんな事業展開だったらできそう』といった民間の持つ発想や視点などについて、ぜひお聞かせください。調査の結果を、民間事業者の皆様との効果的な連携を図る仕組みづくりに活かしていきます。

### (3) サウンディングの対象者

神野公園の整備や管理・運営に関心のある民間事業者・NPO法人等またはそれらのグループ

※業種・業態を問いません

※個人の方は対象になりません

#### (4) サウンディングの対象公園

神野公園（佐賀市神園4丁目）

【別添1】検討案件資料

#### (5) 対象公園の現状・課題

かつて藩主の別邸として使われていた建物が残っており、日本庭園や茶室など落ち着いた雰囲気を持つ公園。一方、小動物園跡や絶滅危惧種が生息する人工の池、敷地内で管理許可を受け運営しているこども遊園地（幼児向け）が狭い敷地に隣接しており、統一したイメージが出しにくい状況。小動物園跡を芝生広場にリニューアルする案を検討している。

遊園地以外の施設は利用が少なく、特に10代、20代の利用は少ない。

市内では歴史の長い公園であり、多くの佐賀市民が一度は訪れたことがある公園ではあるが、公園に関わるボランティア等は少なく、公園管理に関する意見は多い。

また、既存の公園施設として、藩主の別邸として使われていた建物「神野のお茶屋」（現在貸館を行っている）、茶室「隔林亭」があり、それらの活用についてもあわせてアイデアがあればご提案をお願いしたいと考えているが、それぞれの施設についても経年劣化による補修が必要な状態となっている。

#### (6) 前提条件

対象公園は風致地区に指定されており、新たな建築物等にあっては、位置、規模、形態及び意匠が周辺における風致と著しく不調和でないことが条件となります。

「神野のお茶屋」については、市の重要文化財となっており、大幅な改修は難しい状況です。

#### (7) 参加者に対する質問事項

以下に特にご意見を伺いたい内容について整理しました。

ご提案の際の参考にしてください。

##### ① 新たに公園施設を設置運営する提案

- ✓ 公園の魅力や利便性を向上させる新たな公園施設の設置運営によって、公園に新たな機能を付加させる提案（レストランやカフェ、コンビニエンスストア等）

※施設整備を伴うものについては、公園全体においてよりよい設置場所の意見を伺いたいと考えます。

##### ② 今ある施設の魅力向上につながる提案

- ✓ 既存施設の建物改修を行うなどの有効活用により、公園施設の魅力向上を図る提案（神野のお茶屋、隔林亭等）

**③ 公園のマネジメントを行うことで総合的な魅力向上につながる提案**

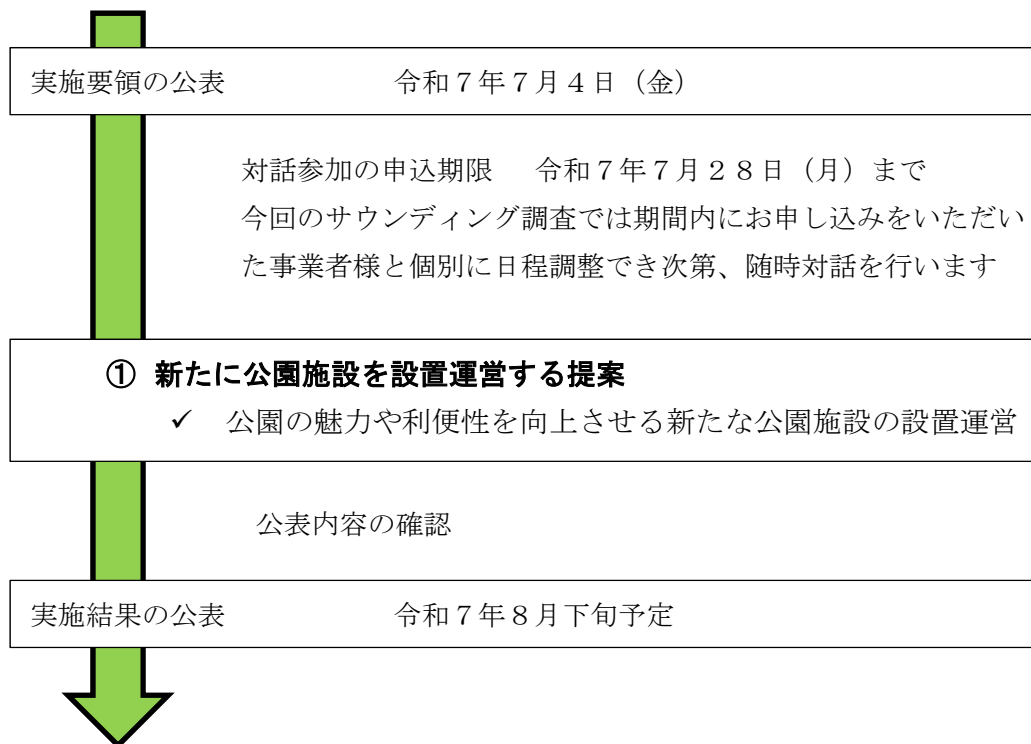
- ✓ 現在市が直営で管理している部分について、指定管理者制度の導入による新たな体験の提供、魅力の向上につながる提案
- ✓ 公園利用者の利便の向上、公園の魅力向上に資する活動を行う市民、各種団体が増えるような提案

**④ 事業の対象範囲、事業期間等の諸条件に関する提案**

- ✓ 資金計画
- ✓ 示された条件による事業化が困難な場合の、その他の活用提案（事業方式の変更等が可能な場合）
- ✓ その他、事業実施にあたって行政に期待する支援や配慮して欲しい事項

## 2. 調査日程

### (1) サウンディングのフロー



#### ※ 事業実施の見通しについて

新たな民間活力を活かした事業は、対話の結果を参考に事業スキームを決定する予定です。令和8年度中に公募を行い、令和8年10月から実施予定です。

### (2) 対話参加（エントリーシート）の受付

対話への参加を希望される場合には、エントリーシートの提出が必要となります。次の要領でご提出のうえ、ご参加ください。

※「エントリーシート」が未提出の場合は、対話に参加することができません。

- ① 受付期限 令和7年7月28日（月）17時まで
- ② 提出様式 【様式1】「対話参加申込書（エントリーシート）」
- ③ 提出方法
  - ・様式を緑化推進課までFAX又はEメールでご提出ください。  
件名は、<エントリーシートの提出>としてください。
  - ・様式が届いたか、電話で確認してください。
  - ・参加者は、1提案者あたり3名までとさせていただきます。

### (3) 対話の実施

対話は、1提案者あたり1時間を目安に実施します。アイデア及びノウハウ保護のため個別に行います。詳細な日時等については、受付後、個別に調整させていただきます。

ます。

はじめに、参加事業者から提案内容についてご説明いただき、その内容について意見交換させていただきます。下記の内容を目安にしておりますが、それぞれのご提案に応じて、可能な範囲の対話で構いません。また、下記によらない自由なご意見もお寄せください。

- ① 実施期間 対話参加の受付日～8月12日（火）の期間内で随時  
9時から17時の間を予定
- ② 実施場所 佐賀市役所内会議室（詳細は決まり次第通知します）
- ③ 提案資料
  - ・提案内容を説明できる資料があればご持参ください
  - ・パソコンの持込は可能です。プロジェクターを使ってのご説明は日程により会議室が異なるため、対応できません。
- ④ 対話の内容
  - ✓ 事業内容…どのようなアイデアをお考えですか
  - ✓ 期待される効果…公園や地域にとって、どの様な効果が期待されますか
  - ✓ 事業実施の条件や課題…事業を進めるにあたり、必要な条件等がありましたら、教えてください。

#### （４）実施結果の公表

対話の実施結果については、概要をホームページ等で公表します。公表に当たっては、事前に参加事業者の内容の確認を行います。参加事業者の名称及び企業ノウハウに係る内容は、原則として公表しません。ただし、「佐賀市情報公開条例」等関連規定に基づき、公開の対象となることがあります。

### 3. 留意事項

#### （１）対話内容及び参加等の取り扱い

- ✓ 今回の対話をもとに事業化した場合は、改めて公募により事業者を募ります。
- ✓ 提案者が必ずしも事業の実施者となるわけではありません。
- ✓ 対話への参加実績は、事業公募時における評価の対象とはなりません。
- ✓ 今回の対話へ参加しなかった事業者でも今後予定している事業者公募への参加は可能です。
- ✓ 対話内容は、今後の事業化検討に活用させていただきますが、公募実施を必ずしも約束するものではありません。また、提案以外の公園や市有地の活用策の参考とさせていただく場合があります。
- ✓ 提出されたエントリーシート及び提案書類等の返却は行いません。
- ✓ 対話への参加に要する費用は、参加事業者の負担とします。
- ✓ 必要に応じて、追加での対話やアンケート等を行うことがあります。ご協力をお願いします。

- ✓ 調査目的から逸脱していると考えられるもの、同種提案が多数あった場合等は書面のみの調査とさせていただくことがあります。

## (2) 参加除外条件

次のいずれかに該当する場合は、対話の対象者として認めないこととします。

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第 167 条の4の規定に該当する法人
- ② 会社更生法(平成14年法律第154号)及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく更生・再生手続き中の法人
- ③ 法人税、所得税、地方税、消費税を滞納している者。
- ④ 佐賀市暴力団排除条例(平成24年佐賀市条例第3号)第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 2 号に規定する暴力団員に該当する者、及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者。

## (3) お問い合わせ先

連絡先：佐賀市 都市戦略部 緑化推進課 公園係

所在地：〒840-8501 佐賀県佐賀市栄町 1-1 (6F)

電話：0952-40-7162 FAX：0952-26-7376

E-mail：green@city.saga.lg.jp

窓口受付時間：平日 9時から 17時まで (12時から 13時は除く)